

第12回名立区地域協議会 次第

日時：令和2年2月18日（火）午後6時30分から
場所：名立区総合事務所 2階第2会議室

1 開 会

2 協議事項

(1) 令和2年度地域活動支援事業名立区審査方針等の
決定について

資料No.1・2

(2) 行政懇談会の開催及び委員の出席について

資料No.3

3 報告事項

(1) 諮問答申結果について

資料No.4

(2) 名立の子どもを守り育む会評価委員の選出について

資料No.5

(3) 活動報告会の実施結果について

資料No.6

(4) 地域協議会委員の手引きの改訂について

別添

(5) 地域協議会委員アンケートの実施について

別添

(6) 風力発電施設の民間譲渡に向けた取組状況について

4 その他事項

(1) 令和元年度第13回地域協議会の開催予定

令和2年 月 日 () 午後 時 分から

5 閉 会

令和2年度名立区地域活動支援事業の日程等について（案）

1 募集期間、周知方法等

① 募集期間について

- ・4月1日（水）～5月8日（金）
 ≪大型連休 5月2日（土）～5月6日（水）≫

② 相談会・説明会について

- ・3月上旬から個別に事前相談を受付（随時）
- ・区内活動団体等向けの相談会や説明会は実施しないが、2月下旬から3月上旬に行う行政懇談会で、事業周知を行う。

③ 周知方法について

- 3月…事前相談の受付（区だより「しずく」、防災行政無線で周知≪下旬≫）
- 4月…名立区募集要項全戸配布
 - …区だより「しずく」で周知
 - …防災行政無線で随時周知
 - …町内会長会議で周知

2 募集締切後のスケジュール

月	日	曜日	概要
5	12 以降	火	<ul style="list-style-type: none"> ・新委員に提案書を送付 ・第1回地域協議会で新任委員への概要説明 ・全委員への事前審査依頼
5	27	水	事前審査結果提出
6	2	火	提案団体へ事前確認事項送付
6	6	土	プレゼンテーション、審査
6	11	木	提案団体へ審査結果を通知

今年度は委員改選に伴い、5月12日の任命式以降の審査開始となる。

合わせて、新任委員には名立区の将来像や審査方針などの説明を行ってからの審査となるため、例年よりも遅い日程で進めざるを得ない状況である。

【参考】今年度の実施経過

- ・4月26日 受付終了
- ・5月10日 審査依頼、提案書送付
- ・5月13日 提案者へのプレゼン実施通知
- ・5月25日 プレゼン、審査、採択決定
- ・5月30日 提案者へ結果通知、交付申請書送付

令和元年度「名立区行政懇談会」開催要項

- 1 目 的
- 1) ろばた館を中心に公の施設の再配置に係る住民の意向を把握する。
 - 2) 名立区地域協議会の活動を PR し、委員改選に向けた選出を促す。
 - 3) 停滞しがちな地区振興協議会の活動の発展を促す。
 - 4) その他、地域課題の掘り起こしを行う。

2 日時・会場

期 日	時 間	会 場 (旧小学校区)	地域協議会委員
2 月 25 日 (火)	午後 7 時～ (約 65～75 分)	不動地域生涯学習センター	草間照光 高宮秀博
2 月 28 日 (金)		公民館上名立分館	奥泉 稔 山口敏夫
3 月 2 日 (月)		円田荘	二宮香里 木村和子
3 月 3 日 (火)		名立地区公民館	安藤安年 徳田幸一 佐藤道子 原田秀樹 塚田 正 三浦元二

3 内容・役割分担

※ 進行：総務班

1. 開会	
2. 挨拶	所長 (1 分)
3. 議題	
1) 問題提起・話題提供	沢田 G 長 (5 分)
【懇談 1】地域の課題とその解決に向けて、だれと何をすべきか？	自由意見の出し合い (15 分)
2) 名立区地域協議会は何をしているの？ ①地域活動支援事業を活用した課題解決例 ②自主的審議「ろばた館の存続に向けて」の検討状況の報告	①②地域振興班長 (5 分) ②委員コメント <small>(代表 1)</small> (3 分)
3) -1 それら活動の拠点としてもらう施設の活用状況は？ ①区内施設の配置状況の確認 ②「ろばた館」の利用状況、市の考え	①沢田 G 長 (3 分) ②農村振興課 (3 分)
3) -2 【懇談 2】具体的に「ろばた館」をどう利用したい？	意見交換・聴取 (20～30 分)
4) まとめ ①懇談内容のまとめ ②委員改選にかかる PR・周知 ③時間外受付の見直しの報告	①沢田 G 長 (5 分) ②地域振興班長 (3 分) ③総務班長 (2 分)
4. 閉会	

延 65～75 分

4 参加要請者

- ・町内会長、役員
- ・一般住民
- ・その他各種団体（地区振興協議会長、役員/農産物加工販売グループほか）
- ・地域協議会委員（各会場の旧小学校区在住者）

行政懇談会を開催します

◎名立区内4会場で「行政懇談会」を開催します。

◎今回は、名立区のまちづくりに、今課題となっていることや、
おおよげ 公の施設の再配置などについて、皆さんと意見を交換したいと考えています。

多くの皆さんからのお越しをお待ちしています。

期 日	時 間	会 場
2月25日(火)	午後7時～	不動産地域生涯学習センター (名立区瀬戸 722)
2月28日(金)		公民館上名立分館 (名立区西蒲生田 181-1)
3月2日(月)		円田荘 (名立区丸田 153)
3月3日(火)		名立地区公民館 (名立区名立大町 200)

※ お申し込みは不要です。

※ 最寄りの会場にお越してください。

■問合せ■ 上越市名立区総合事務所
総務・地域振興グループ ☎537-2121

写

上教社第302号
令和2年1月27日

名立区地域協議会
会長 塚田 正 様

上越市長 村山 秀 幸
(教育委員会社会教育課)



上越市立名立地区公民館屋外運動場の照明設備の廃止について（通知）

令和2年1月21日付けで答申のあった諮問第69号上越市立名立地区公民館屋外運動場の照明設備の廃止について、下記のとおりとしますので、お知らせします。

記

諮問のとおり上越市立名立地区公民館屋外運動場の照明設備を廃止することとし、令和2年上越市議会3月定例会に所要の条例案を提出します。



令和2年2月5日

名立区地域協議会
会長 塚田 正 様

名立の子どもを守り育む会
会長 石井 浩順

評価委員の推薦について（お願い）

日頃より、当会の運営にあたりご理解とご協力をいただき、深く感謝申し上げます。
さて、当会規約に基づき開催する評価委員会を3月に計画しており、昨年同様に貴会の委員より評価していただきたく思います。
つきましては、下記のとおり評価委員を選出のうえ、当会事務局へ報告くださるようお願いいたします。

記

- 1 選出人数 4名
- 2 委 嘱 選出していただいた方を評価委員として当会で委嘱します。
- 3 委員会日時 令和2年3月23日～27日の間の一日 午後7時～(予定)
※日時については、選出された評価委員と調整します。
- 4 報告期限 令和2年3月2日(月)

【参考：名立の子どもを守り育む会規約の抜粋】

(評価委員会)

- 第13条 評価委員会は、会長が招集して年1回以上開催し、本会の活動全般を検証し評価する。
- 2 検証し評価した結果は、総会に報告しなければならない。
 - 3 評価委員には、名立区地域協議会委員から4名選出し、委嘱する。

■連絡先

名立の子どもを守り育む会 事務局
(名立区教育・文化グループ内) 丸山・笠原
TEL：537-2126 FAX：537-2973

地域協議会の活動報告会に関する記録（名立区）

1 日 時	令和2年2月2日（日） 15:40 ～ 16:25
2 会 場	名立地区公民館 第1・2会議室
3 参加者数	55 人 ・一般参加者 39 人 ・地域協議会委員 6 人 （塚田会長、奥泉副会長、木村委員、徳田委員、二宮委員、原田委員） ・地域協議会事務局 5 人 （今井所長、小林次長、沢田グループ長、渡邊班長、佐藤主任） ・まちづくり協議会事務局 5 人 （笠原会長、畑副会長、高橋事務局長、石井・金子事務局員）
4 報道機関	なし
5 記録概要	<p>名立まちづくり協議会が主催する「まちづくり研修会」の中で、地域協議会の活動報告を行った。</p> <p>1 司会進行：原田委員</p> <p>2 開会あいさつ：塚田会長</p> <p>3 活動報告：活動概要全体説明…塚田会長 自主的審議事項、地域活動支援事業…徳田委員 地域協議会だより、視察研修…二宮委員</p> <p>4 質疑応答：進行…原田委員</p> <p>【質問者】</p> <p>Q. 新たな自主的審議事項として「ろばた館の存続に向けて」とある。これまでの審議により、どのような経過をたどり、どのような方向性にあるのかを教えてほしい。 ろばた館は、名立町時代の設置経過からも住民の憩いと癒しの施設であり、営利を目的とした施設ではない。</p> <p>【回答：塚田会長】</p> <p>A. 市の行政改革の1つとして、施設の適正配置が進められており、ろばた館も令和3年度までに結論を出す施設となっているが、廃止も含めた検討を進めている施設の1つとなっている。建物自体はしっかりしているものの、ボイラーが老朽化により故障するなどの不具合も発生している。 これまで勉強会という形で現状把握等に努めることが多かったが、この審議は継続していく必要があるため、次期委員につなげていく。アンケートの実施も検討したが、ろばた館への「想い」は、住民の皆さんから声をあげていただきたく、その声を聞き取り、市に「想い」が届くよう活動を進めていきたい。</p> <p>5 公募説明：総務・地域振興グループ 渡邊班長</p> <p>6 閉会あいさつ：奥泉副会長</p> <p>7 閉会宣言：原田委員</p>

「まちづくり研修会」における「地域協議会活動報告」に係るアンケート結果

※全出席者55人中、活動報告に係る回答者18人

No.	年齢	性別	満足度	意見・感想
1	70歳以上	男性	満足	-
2	50～60代	女性	満足	-
3	30～40代	女性	満足	-
4	50～60代	男性	普通	-
5	50～60代	女性	満足	-
6	50～60代	女性	満足	地域協議会の発表は良かったです。これからも、もっと細かなエリアに出向いて地域の声を聞いてほしいと思います。
7	50～60代	女性	満足	まち協さんの研修会と一緒に、地域協議会のお話を聞くことができ、よかったですと思います。
8	50～60代	-	満足	-
9	50～60代	女性	満足	-
10	30～40代	-	満足	-
11	30～40代	男性	満足	いつもと違う多くの方にPRできたことは大変よかったですと思います。
12	50～60代	男性	普通	-
13	50～60代	男性	やや満足	-
14	50～60代	男性	満足	-
15	50～60代	女性	満足	-
16	50～60代	男性	やや満足	-
17	70歳以上	男性	普通	-
18	50～60代	女性	満足	-

■ 回答者

30～40代	3
50～60代	13
70歳以上	2

■ 男女別

男	8
女	8
未回答	2

■ 満足度

満足	13
やや満足	2
普通	3
やや不満	0
不満	0

令和2年2月2日(日) 名立区地域協議会「活動報告」
(名立まちづくり協議会「まちづくり研修会」内で実施)



身近な地域から はじめる はじまる
すこやかなまちづくり

.....

上越市地域協議会 委員手引き

.....

令和2年地域協議会委員改選版



上越市

.....

目 次

はじめに	1
1 地域自治区制度	2
(1) 地域自治区制度とは	2
(2) 地域自治区制度のポイント	3
(3) 地域自治区の事務所	3
2 地域協議会	4
(1) 地域協議会とは	4
(2) 地域協議会の役割など	4
(3) 地域協議会の委員	5
(4) 地域協議会委員選任の流れ	7
3 地域協議会の役割	8
(1) 自主的審議	8
(2) 地域活動支援事業	10
(3) 地域を元気にするために必要な提案事業	13
(4) 諮問・答申	14
4 地域協議会の活動（研修、先進地視察等）	16
各地域自治区の事務所一覧	17

※本手引きは、平成 27 年 12 月に初版を作成し、必要に応じて内容の見直し、修正を行ってき
ました。この度、地域自治区制度の目的や現在の地域協議会制度の運用を踏まえた内容の見
直しのほか、より市民の皆さんからご理解いただけるよう分かりやすい表現への見直しを行
いました。

上越市PRマスコット



はじめに

上越市では、平成 17 年の市町村合併を機に、それぞれの地域の特性をいかしたまちづくりを実現するため、旧町村の範囲を単位とした地域自治区を設置しました。各地域の声を集約し、その声を市民の皆さんの手によるまちづくり活動につなげていく仕組みを整えました。

また、平成 20 年には上越市自治基本条例を制定し、この仕組みを普遍的な制度として位置付け、平成 21 年に合併前の上越市にも地域自治区を設置することで市内全域に等しくまちづくりを進めるための仕組みを整えました。

本手引きは、市民の皆さんや各地域自治区に設ける地域協議会の委員の皆さんから、地域自治区制度や地域協議会の役割をご理解いただくとともに、委員としてご活躍いただくために作成しました。あわせて、地域活動に取り組まれている団体や地域活動に関心のある皆さんからもご一読いただき、地域協議会へのご理解や地域協議会との連携や協力の関係を築いていただくためにお役立ていただければ幸いです。

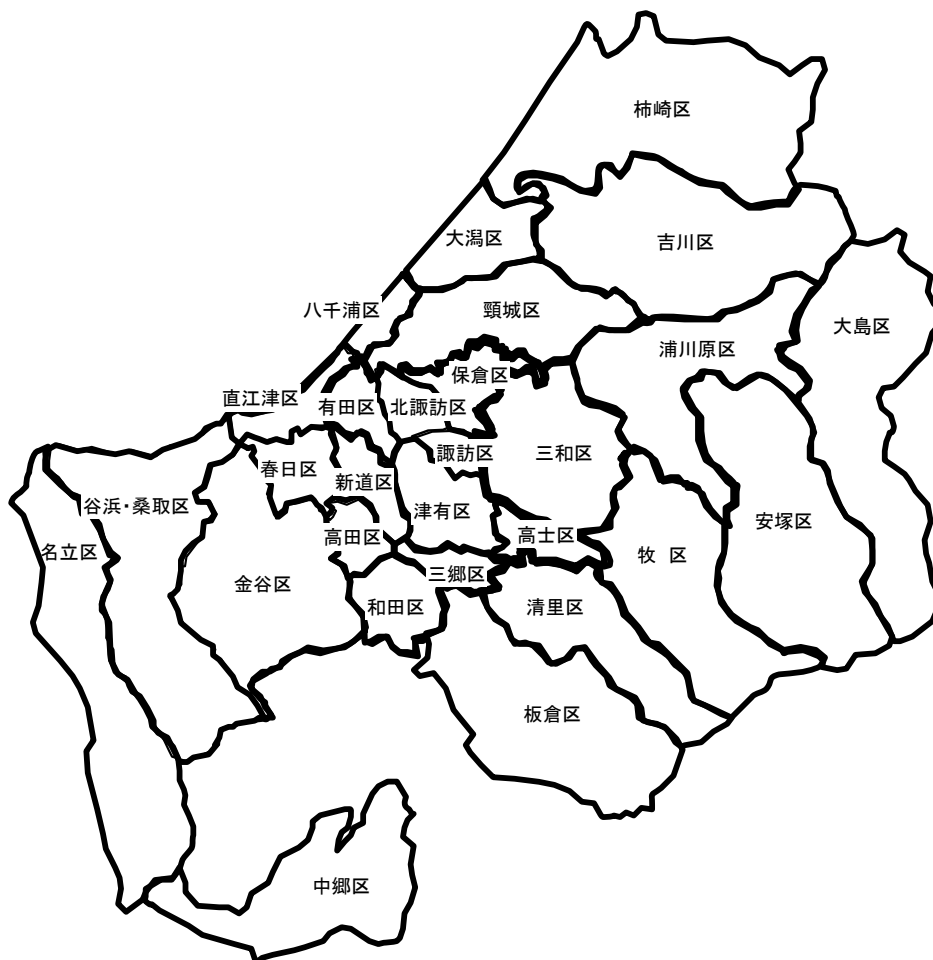


図 1 : 市内に設置している地域自治区

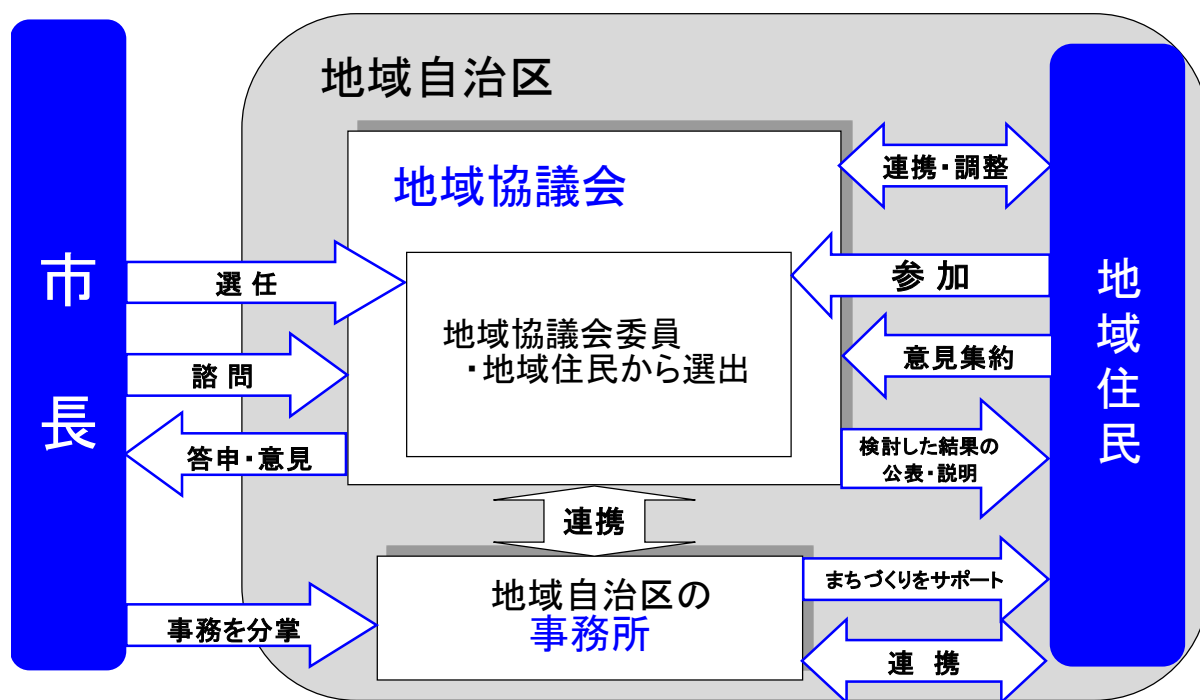
1 地域自治区制度

(1) 地域自治区制度とは

～自主自立のまちを実現していくための仕組み～

地域自治区制度は、「自主自立のまち¹⁾」の実現を目指して、市内のそれぞれの地域において、住民の皆さん同士、あるいは住民の皆さんと行政の連携・協力関係を築き、まちづくり活動を活発にしていくため、また多様な地域特性や住民の皆さんの意思をより一層市政に反映していくための仕組みです。また、地域自治区には、地域の課題や地域の活性化などについて、より良い解決策を導き出すために話し合い、話し合いの結果をもとに、地域団体等との連携・調整を行うほか、市長に意見として伝えること等を行う地域協議会と、地域協議会の事務や地域でのまちづくり活動を支援していく事務所を設けることとしています。

図2：地域自治区のイメージ



1 受け身であったり一方的に頼ったりするのではなく、市民が自主的に支え合い、まちや地域として自立していける姿のこと。人、地域経済、行政がそれぞれ自立して、それぞれの役割をしっかりと担い、協働していくことが何よりも大切になります。

(2) 地域自治区制度のポイント

市の全域に28の「区域」を設置

より多くの市民の皆さんから今よりも更に「身近な地域」に関心を高めていただくための仕組みとして、市の全域に地域自治区を設置しました。

各区に地域協議会を設置

地域協議会は、身近な地域の課題などについて、住民の皆さん自らがその解決方法や解決に向けた取組方法等を話し合い、話し合いの結果に応じて、地域団体等との連携・調整を行うほか、市長に意見として伝えていく機関です。

各区を担当する事務所を設置

地域自治区の事務所は、地域協議会の運営に関する事務を行うほか、それぞれの地域における住民の皆さんのまちづくりをサポートしています。

身近な地域に関する**情報を共有**しやすくなるように

身近な地域に**関心を高め、愛着**を持てるように

様々な立場や考えの人たちが、身近な地域について話し合えるように

地域で活躍している**多様な担い手**が**連携**しやすくなるように

身近な地域を軸に**多様な観点からまちづくり**を進められるように

市民ニーズや**地域の実情**に合った市政を進められるように

(3) 地域自治区の事務所

地域自治区の事務所として、平成17年に設置した13の地域自治区には、各区に「総合事務所」を設置しています。また、平成21年に設置した15の地域自治区では、複数の地域自治区を担当する「まちづくりセンター」を3か所に設置しています。

総合事務所

○総合事務所の業務内容

総合事務所では、地域協議会に関する事務のほか、戸籍謄本や抄本、住民票の写しの交付、要介護認定の申請受付など、担当する区内の行政サービスに関する事務も行っていきます。

○総合事務所を置く施設

旧町村の役場であった施設を活用し、区内の皆さんの地域活動に利用していただける「コミュニティプラザ」を設置し、ここに総合事務所を置くなどの取り組みを通じて、住民と行政との協働による地域づくりを進めやすい環境を整えています。

まちづくりセンター

○まちづくりセンターの業務内容

まちづくりセンターは、それぞれ4～6の区を担当し、職員が必要に応じて地域に出向きながら地域協議会に関する事務や地域コミュニティ活動への支援を行っています。

○地域協議会の開催場所

各区の地域協議会の会議は、それぞれの区の中にある公共施設で開催しています。

2 地域協議会

(1) 地域協議会とは

各区に設置する地域協議会は、“自主自立のまちづくり”を推進するため、様々な立場の住民の皆さん同士が、地域住民としての観点から地域の課題や地域の活性化などについて、話し合い、話し合いの結果を地域に説明したり、話し合った内容を地域団体等との連携・調整により取り組んだりするとともに、市長に意見として伝えること等を行う機関です。

(2) 地域協議会の役割など

○どんなことを話し合うの？

地域協議会では、住民の皆さんが日常生活の中で改善が必要と感じているテーマについて自主的に話し合うほか、市長から意見を求められた案件(諮問)について話し合います。

○なぜ市長は地域協議会に意見を聴くの？

例えば、市が集会施設の設置等を行う場合に、その区内の住民の生活に及ぼす影響²について、あらかじめその区の地域協議会の意見を聴き、その後の政策判断に参考とするために行うものです。

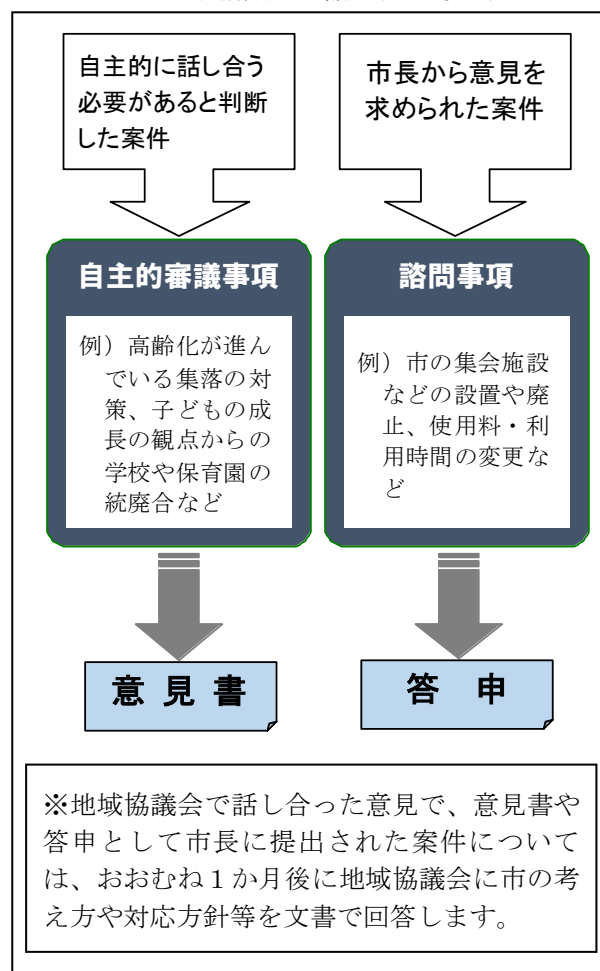
○話し合ったことはどうなるの？

地域協議会は、市長が地域の声を聴くために設置した機関(市長等の附属機関)であり、市長はその意見を尊重することを基本としています。ただし、意見の内容や市の財政状況などから、市政に反映できない場合もあります。

○話し合いの内容を知りたいときは？

地域協議会の開催予定は事前に公表しており、会議はどなたでも傍聴できます。また、地域協議会で話し合っていることや活動の様子は、各区で回覧・配布する「地域協議会だより」でお知らせするとともに、市のホームページにて会議録や「地域協議会だより」を掲載・公表しています。

図3：地域協議会の話し合い等の流れ



2 その区内の住民の生活に及ぼす影響とは、例えば、施設が設置されることに伴う交通量の増による騒音の問題など生活環境に支障を来すようなマイナスの影響や、にぎわいの創出などのプラスの影響などをいいます。



会議はいつやっているの？

地域協議会ごとに委員同士で相談して決めていて、月に 1 回ぐらいの地域協議会が多いかな。開催する時間についても昼間や夕方など、地域の実情にあわせて決めているよ。



地域協議会の会議の様子



(3) 地域協議会の委員

○委員の定数は？

令和 2 年 4 月 29 日から任期となる委員は 382 人で、地域協議会ごとの定数は 6 ページの表 1 のとおりです。委員改選の都度、地域自治区の人口に応じて定数を見直しています。

○どんな人が委員になれるの？

地域協議会の委員になれる人（委員資格者）は、議員、常勤の公務員などを除きその区の中に住所がある 25 歳以上の人（市議会議員の候補者となることができる人³⁾）です。

○委員の報酬や研修は？

住民の皆さんの自発的・主体的な参加が期待されていますので、無報酬⁴⁾としています。なお、交通費相当額として、会議 1 回につき 1,200 円をお支払いします。

委員の研修は、全委員を対象にした研修会のほか、各地域協議会が自主的に現地視察や勉強会などを行っています。

○委員の任期や職の位置付けは？

任期は 4 年で、再任は妨げません。また、職の位置付けは、上越市の非常勤特別職となります。

3 市議会議員の候補者となるには、公務員の立候補制限がありますが、地域協議会委員は公務員でも臨時又は非常勤の職員であれば一部を除き委員になることができます。

4 平成 15 年 11 月の第 27 次地方制度調査会の答申において、「地域協議会は、住民の主体的な参加を期待するものであることから、その構成員は、原則として無報酬とする。」とされたことを踏まえ、地方自治法第 202 条の 5 第 5 項に、「地域協議会の構成員には報酬を支給しないこととすることができる。」と規定されています。また、国会においても、「原則として無報酬とするよう周知すること。」との附帯決議がなされたことを踏まえ、上越市では、地域協議会は住民の主体的な参加を求めるものであり、住民として担う自主的な活動の一環であるという考え方にに基づき、委員には報酬をお支払いしていません。

○委員に特別な知識や経験は必要なの？

地域協議会は、地域のことをみんなで考え、話し合う場です。特別な知識や経験は必要ありませんが、次のような姿勢で活動してほしいと考えています。

◆ 地域のことを考え、地域のために頑張る

地域全体の人が幸せになるためには、どういう結論を出したらよいか考え、地域で活動していこうとする姿勢

◆ 建設的にものごとを考える

相手の言っていることをよく聴き、その背景や理由に想いを寄せながら建設的に話が進むように発言しようとする姿勢

◆ 住民目線でものを考える

専門的知識を持たなくても、地域住民の目線でものを考えようとする姿勢

表 1：各地域協議会の委員定数（令和 2 年 4 月 29 日から 4 年間の委員定数）

地域自治区	委員の定数	地域自治区	委員の定数	地域自治区	委員の定数
高田区	20 人	有田区	18 人	大潟区	14 人
新道区	14 人	八千浦区	12 人	頸城区	14 人
金谷区	16 人	保倉区	12 人	吉川区	12 人
春日区	20 人	北諏訪区	12 人	中郷区	12 人
諏訪区	12 人	谷浜・桑取区	12 人	板倉区	14 人
津有区	12 人	安塚区	12 人	清里区	12 人
三郷区	12 人	浦川原区	12 人	三和区	14 人
和田区	14 人	大島区	12 人	名立区	12 人
高土区	12 人	牧区	12 人	合計	382 人
直江津区	18 人	柿崎区	14 人		



地域協議会委員にはどんな人がなれるのかな？

地域を良くしたいと思う人ならだれでもなれるよ。詳しくは 5 ページを見てね。



(4) 地域協議会委員選任の流れ

○委員を選ぶ手続きは？

委員を選ぶ際には、最初に公募します。応募者数が定数を超えた時は、公職選挙法に準じた選任投票を行い、その結果を尊重して市長が委員を選任します。

一方、定数よりも、応募者数が少なかった場合は、まずは応募者から委員を選任し、定数に達するまで、市長が年代や性別、応募者との地域的なバランスなど委員の構成に配慮して委員資格者の中から選任します。

図4：地域協議会委員選任の流れ

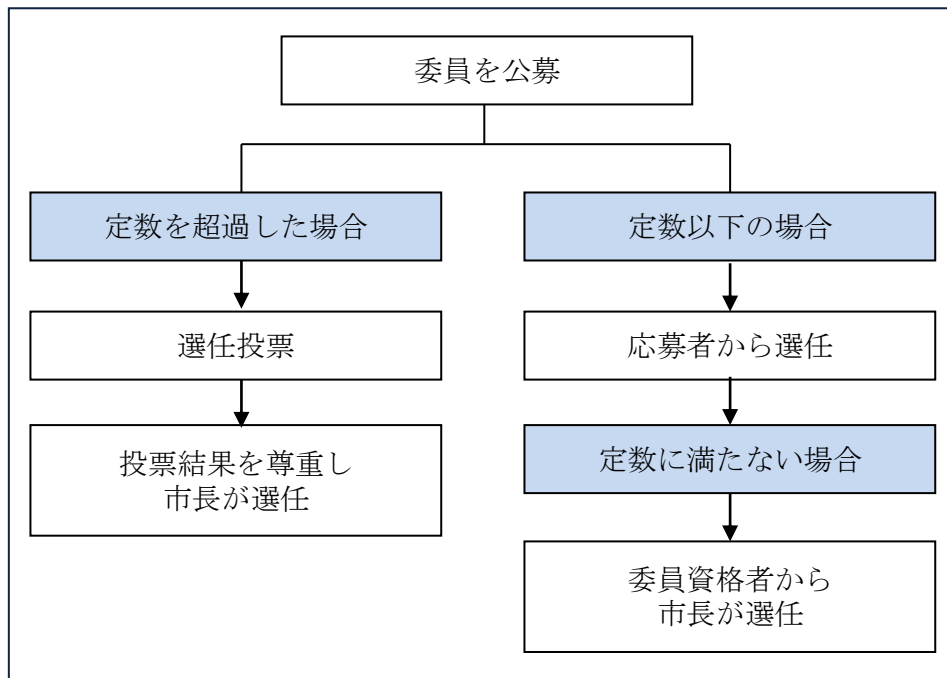


表2：これまでの公募の状況

公募時期	応募者/委員定数	充足率
平成17年1月(13区)	189人/192人	98.4%
平成20年3月(13区)	145人/192人	75.5%
平成21年9月(15区)	128人/224人	57.1%
平成24年3月(28区)	305人/416人	73.3%
平成28年3月(28区)	319人/390人	81.8%

3 地域協議会の役割

地域協議会には、地域住民としての観点から地域の課題や地域の活性化などについて、話し合い、話し合いの結果を地域に説明したり、話し合った内容を地域団体等との連携・調整により取り組んだりするとともに、市長に意見として伝えること等を行う役割（2 ページ参照）があります。

また、区内にある集会施設を始めとした公の施設の設置や廃止、管理の在り方などについて、市長から意見を聴かれた事項（諮問）について話し合い、その結論を市長に返す（答申）役割もあわせて持っています。

その役割を果たすため、主に「自主的審議」「地域を元気にするために必要な提案事業」「地域活動支援事業」「諮問・答申」を活用していくこととなります。

（1）自主的審議

○自主的審議とは

地域協議会は、地域住民としての観点から地域の課題や地域の活性化などについて話し合います。このため、自主的な判断で区内の課題等について話し合うこととなります。自主的審議事項として話し合った結果については、その内容に応じて、区内で活動している団体に協力・連携を求めるほか、市長に意見書を提出し、市政での実現を求めていくことができます。

なお、地域協議会は、地域住民の意見を市政に反映するための仕組みであることから、区内に住む住民としての観点からの議論となり、市長に提出される意見書についても、当該区との関わりを基にした内容でなければなりません。



これまで自主的審議でどんな意見が出されたのかな？

小学校や保育園の統合を進めてほしいという意見書もあったよ。

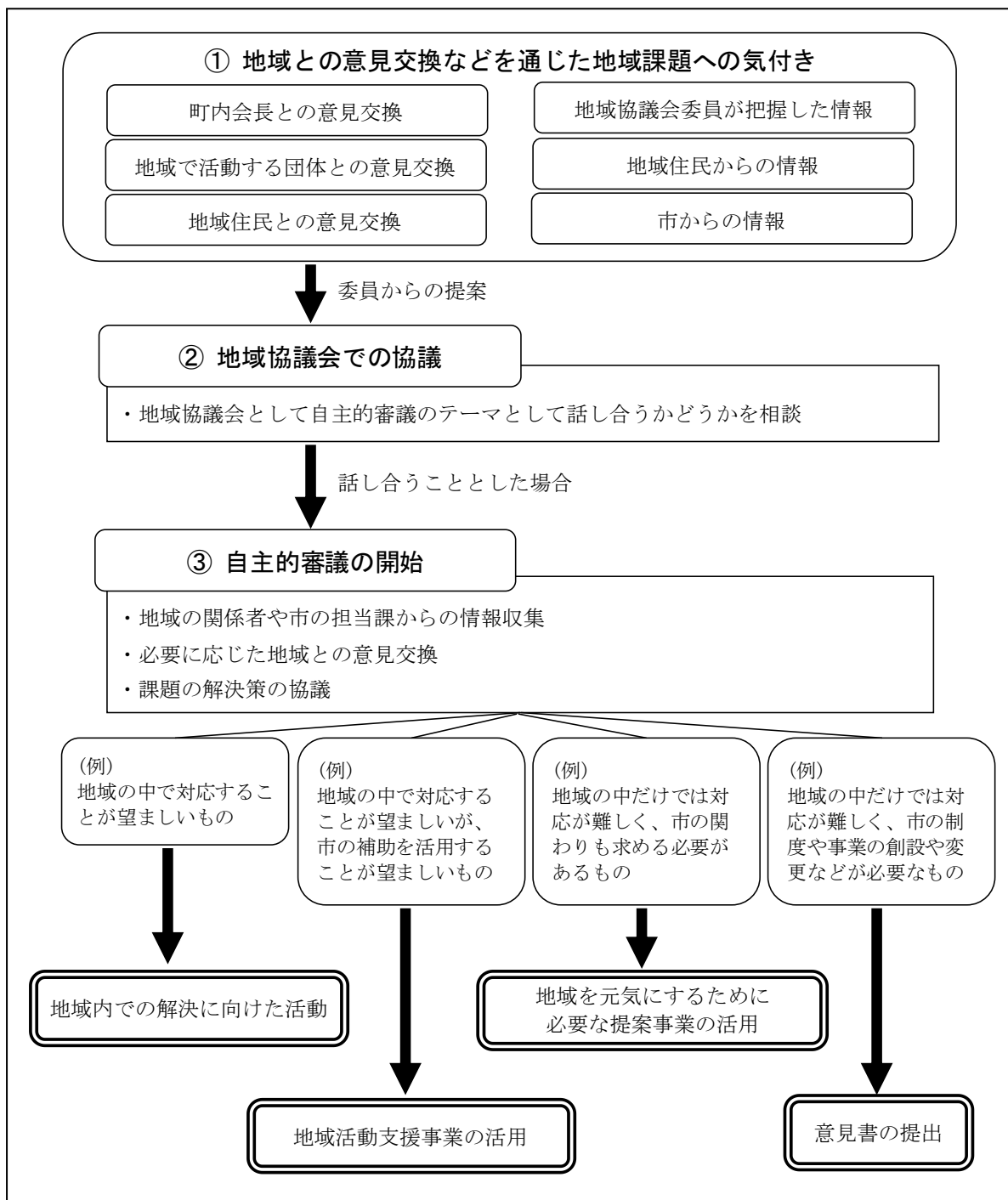


雪をいかした地域づくりや地区外からの移住促進に向けた話し合いなどがあったよ。

表 3：地域協議会で話し合われたテーマの例

テーマ	主な内容
区の魅力発見・発信について	交流人口の拡大や区内の住民が地域に愛着や誇りを持てるようにするために、区の魅力ある地域資源を発信する方法を検討する。
地域活動における人員不足について	人口減少や高齢化により、各地域において、活動に携わる人員確保が困難となっているため、今後も地域を守り育むための活動が継続できるよう方策を検討する。

図 5：自主的審議の流れ



(2) 地域活動支援事業

○地域活動支援事業とは

地域活動支援事業は、地域の課題解決や活力向上に向け、住民の自発的・主体的な活動を推進するために、各地域自治区にあらかじめ配分された予算の範囲内⁵で、事業に必要な経費を実施団体に補助する制度です。

対象となる団体は、5人以上で構成し、市内で活動する法人⁶又は団体で、「身近な地域での課題の解決や活力の向上」のために行う事業であれば、種類や分野は問わず対象⁷となります。

多くの市民の皆さんが、この制度を活用することにより、自らの発意を行動に移していくことで、「市民主体のまちづくり」がさらに進展することが期待されています。

○どんな事業が実施されてきたの？

これまで規模の大小を問わずさまざまな事業が行われ、市民の皆さんが地域で活動するきっかけとなっているほか、地域の伝統的な行事の継続的な実施・開催に貢献してきました。



文化の保存及び発信



高齢者の外出の機会の提供



将来の地域防災の担い手育成



新たな郷土芸能を制作し、普及活動を実施

5 平成26年度からは、総額1億8千万円を均等割7、人口割3の割合で配分しています。

6 政治や宗教活動を目的とする法人等及び営利法人を除きます。

7 政治・宗教活動を目的とする事業、公序良俗に反する事業など、一部の事業は対象外となります。



地域住民と中学生の環境整備活動



地域住民を対象とした文化祭の開催



移住促進拠点での地域の魅力体験



芸術に触れ体験できるイベントを開催

○地域活動支援事業における地域協議会の役割

地域協議会は、全市的に共通する基本的な事項を除き、各地域協議会で事業採択の考え方や審査方法を決定し、提案された事業の審査を行います。

■採択方針

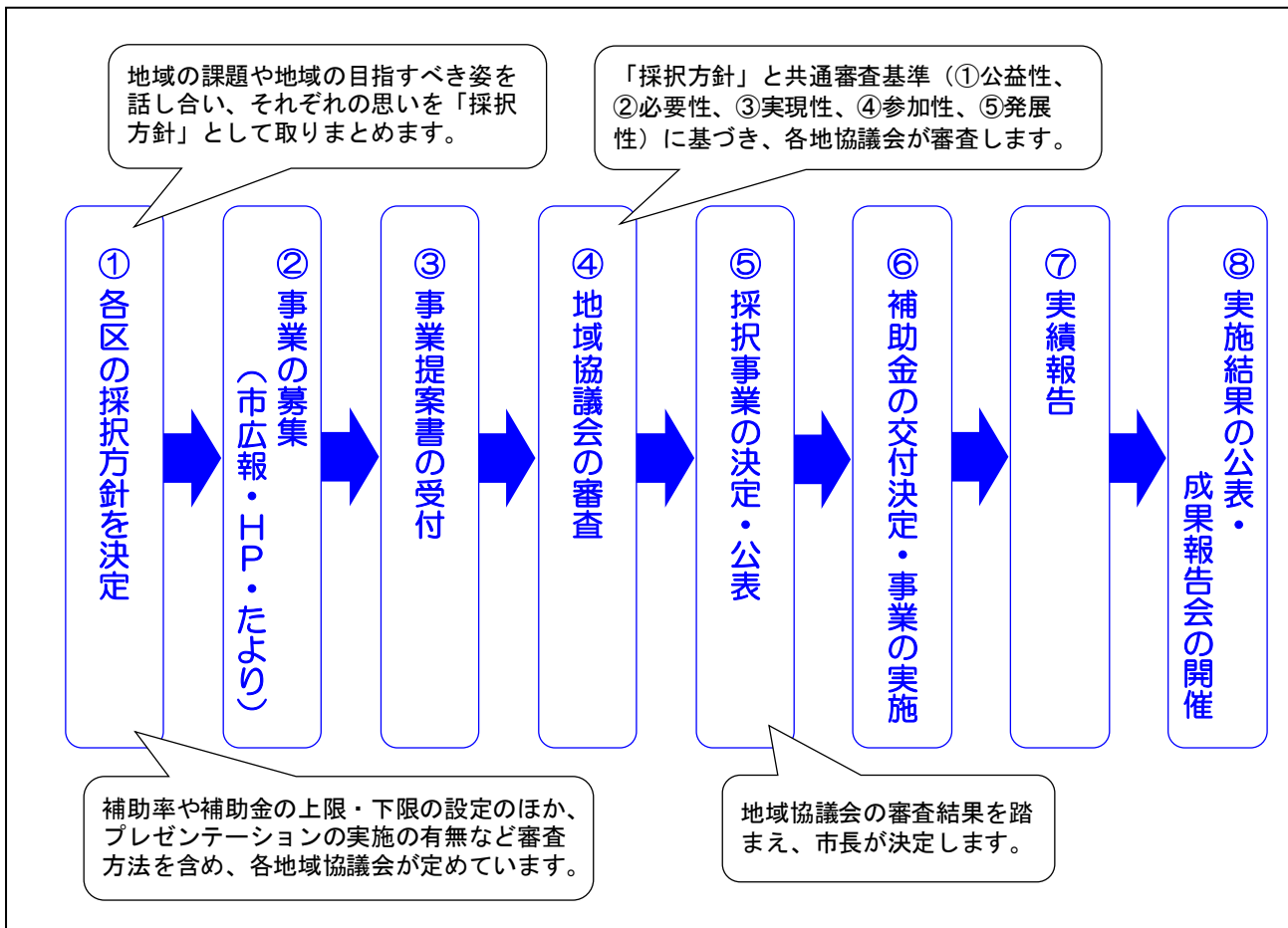
地域協議会は、事業の募集に先立ち、地域の課題に応じて、どのような解決策（事業）を実現すべきかを明らかにするため、地域の目指すべき姿、地域で問題となっていることなどを話し合い採択方針としてまとめます。採択方針は、地域の将来像や、優先的に採択する事業のほか、必要に応じて補助率や、補助金額の上限・下限、審査の配点などを含めて決定し、公表します。

■提案事業の審査

地域協議会は、提案された事業について、採択方針に基づき審査します。審査に当たっては、書類審査だけではなく、提案者のヒアリングやプレゼンテーションを導入している場合もあるなど、各地域協議会で様々な工夫をしています。

市は、地域協議会の審査結果を踏まえ採択事業を決定します。

図6：地域活動支援事業の流れ



(3) 地域を元気にするために必要な提案事業

○地域を元気にするために必要な提案事業とは

地域自治区制度の本来の力を発揮するためには、地域協議会による自主的審議の取組をさらに進めていくことが重要です。そのためには、地域協議会が地域の住民の皆さんや活動団体等と積極的に意見交換を行い、地域の課題を主体的に把握し、情報共有を図っていくことが大切です。

「地域を元気にするために必要な提案事業」は、これら意見交換と情報共有を通じて把握した課題の解決に向けて、地域の主体的な取組を実現するため、市に必要な対応を求めることができる制度です。

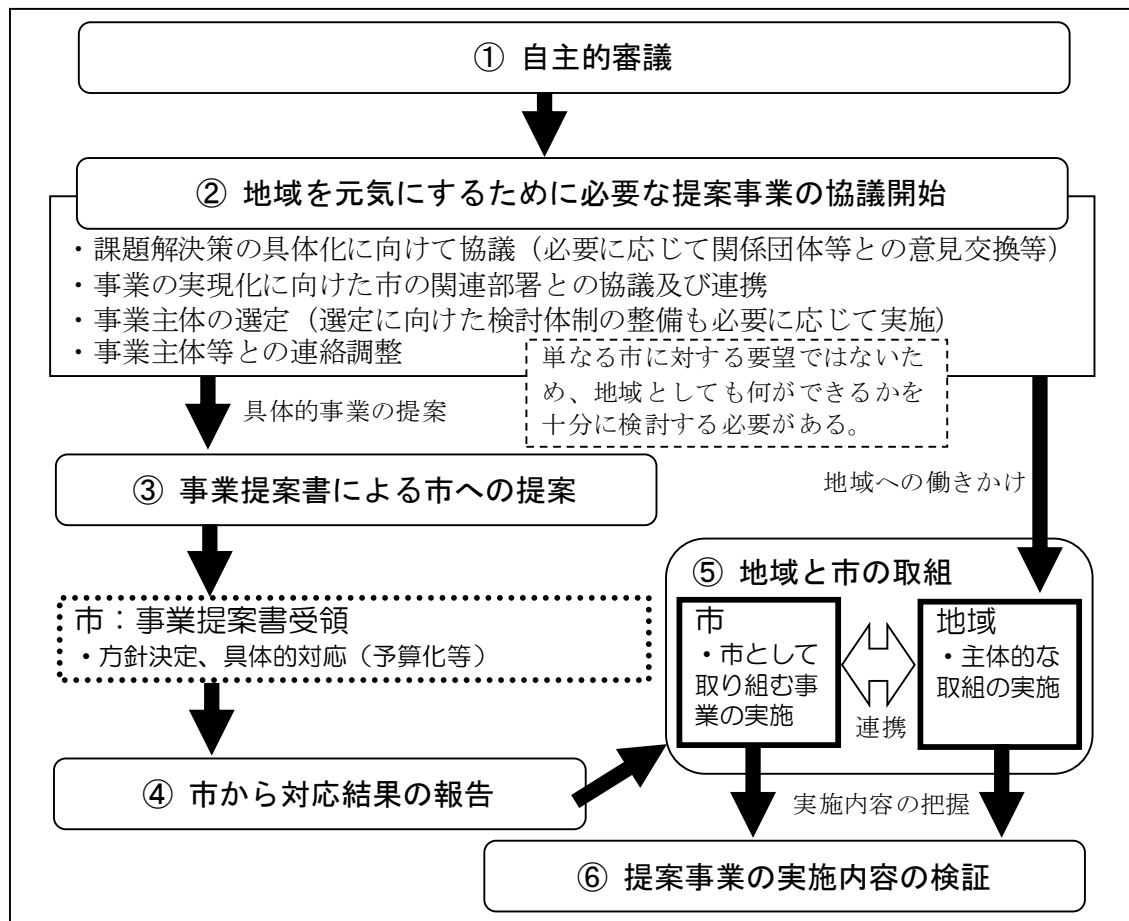
市も、その検討の過程に関わりながら、解決策の実現性を高めていきます。

◎ポイント

「意見書」の提出とは、次の点が異なります。

- ・地域住民や各種団体等の皆さんとの意見交換を通じて把握した課題への対応であること。
- ・地域の皆さんが主体的に取り組む事業であること。
- ・市が検討の段階から、事業や取組の実現に向けて協議に加わること。

図7：地域を元気にするために必要な提案事業の流れ



(4) 諮問・答申

○諮問・答申とは

諮問とは、地域協議会に対して、市長が政策判断の参考とするため、特定の案件について「区内の住民の生活に及ぼす影響」の観点から意見を求めるものです。

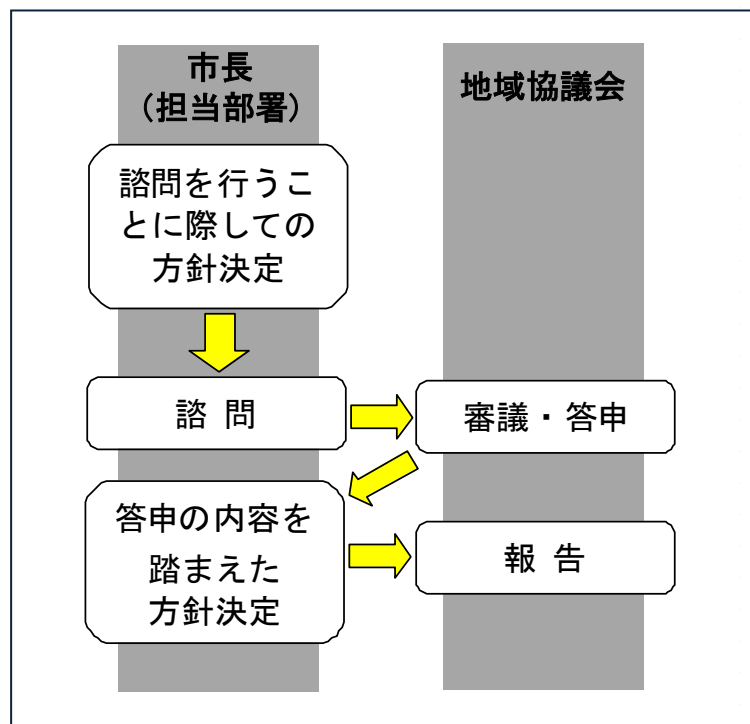
具体的には、区内の重要な公の施設（集会施設など）の設置・廃止・管理の在り方に関することを決定・変更しようとする場合などに、地域協議会に市長が諮問します。

地域協議会は、諮問された事項を話し合い、その結果を市長に対して答申という形で返します。また、話し合いの中で必要と判断した場合は、答申に関連する事項として意見を付け加える（附帯意見）ことができます。なお、その内容は、地域住民の生活に及ぼす影響の観点を踏まえたものとする必要があります。

答申に当たっては、地域協議会は「地域住民の生活に支障なし」または「地域住民の生活に支障あり」の判断をします。地域協議会としての意見がまとまらない場合にあっては「意見の集約ができないため、答申することはできない」といった意見を市に返すこととなります。

地域協議会の答申については、市長により尊重されますが、答申の内容によっては法令による規則や全市的な行政改革の取組状況、財政状況、住民の合意形成の状況などを踏まえ、地域協議会の意見と異なる取扱いをする場合もあります。なお、そのような場合にあっては、市長は地域協議会にその理由を説明することとしています。

図8：諮問・答申の流れ



○どのような基準で諮問が行われるの？

条例の規定に基づき、当該区の住民の生活に及ぼす影響の観点から意見を聴くため、諮問します。

◎上越市地域自治区の設置に関する条例

第7条 地域協議会は、次に掲げる事項のうち、市長その他の市の機関により諮問されたもの又は必要と認めるものについて、審議し、市長その他の市の機関に意見を述べることができる。

- (1) 地域自治区の事務所が所掌する事務に関する事項
 - (2) 前号に掲げるもののほか、市が処理する地域自治区の区域に係る事務に関する事項
 - (3) 市の事務処理に当たっての地域自治区の区域内に住所を有する者との連携の強化に関する事項
- 2 市長は、上越地域合併協議会が作成した新市建設計画を変更しようとする場合及び市の施策に関する重要事項のうち次に掲げる事項を決定し、又は変更しようとする場合においては、あらかじめ、地域協議会の意見を聴かなければならない。
- (1) 地域自治区の区域内の重要な公の施設の設置及び廃止に関する事項
 - (2) 地域自治区の区域内の重要な公の施設の管理の在り方に関する事項
 - (3) 市が策定する基本構想等のうち、地域自治区の区域に係る重要事項

なお、運用上、次の事項については、諮問しない取扱いとしています。

- ・市道の認定と廃止
- ・統一基準に基づく公の施設の使用料の定期的な見直しや設定
- ・公の施設への指定管理者制度の導入及び廃止、指定管理者の更新
- ・地域自治区内の特定の地域の利用に特化した公の施設の廃止、管理の在り方の変更

○諮問・答申のポイント

■ 諮問は「住民の生活に及ぼす影響」について意見を聴くものです。

諮問は、例えば公の施設の設置や廃止で言えば、単純な是非や良し悪しを聴くものではなく、その施設を設置や廃止することで、その地域自治区の住民の生活にどのような影響があるか、という観点で意見を聴きますので、諮問に対する答申も、それを踏まえた意見が含まれている必要があります。

■ 全市域に関わる事案であっても、全ての区に一律に諮問することはありません。

全市民の利用が想定される大規模な公の施設を設置するときなど、全市域に関わる事案が発生したときは、全ての地域協議会に諮問するのではなく、あくまでも条例に基づき当該施設の設置区にのみ諮問します。これは、全市的な観点から審議するのは市議会であり、地域協議会は地域自治区から選任された委員が、その区に関わる事案を話し合う役割を担っているためです。

■ 答申は、地域協議会としての意見が一つに集約されている必要があります。

市長は、地域協議会の答申を政策判断の参考とします。その内容が、様々な意見により構成され複雑多岐に渡るものであると、その意見を政策に反映することが困難になり、諮問や答申の意義が損なわれる結果となってしまいます。このため、地域協議会としての意見を一つに集約して答申することが必要です。

4 地域協議会の活動（研修、先進地視察等）

○地域の団体等との意見交換

町内会、住民組織、まちづくり団体など、地域で活動する団体と地域協議会が、地域の課題やその解決策などについて意見交換を行う取組が各区で行われています。住民の皆さん同士が地域の課題を共有することを通じて、よりよいまちづくりにつながることが期待されます。



地域の皆さんとの意見交換



中学生との意見交換

○先進地視察

県内外先進地域の視察や自主的審議事項に関係する区内の視察等、各地域協議会の状況に応じて実施しています。



○アドバイザーを招いた研修会

地域が元気になるための仕組みづくりや、地域の課題の掘り起こし方法などのノウハウについて、有識者を招きアドバイスを受けることができます。



地域協議会の活動の様子

より充実した話し合いを行うため、通常の会議のほか、それぞれの地域協議会で創意工夫しながら様々な取組を行っています。

取組の事例

- 話し合う内容について理解を深めていくための勉強会
- 地域の皆さんの声をお聴きするための聴き取り調査や地域に出向いての会議開催
- 全 28 区の地域協議会会長が一堂に会して情報・意見交換を行う会長会議
- 共通の課題を持っている区の委員同士での交流会



近隣の地域協議会委員が集まる合同研修会



各区での運営上の工夫や課題について意見交換をする会長会議

＜各地域自治区の事務所一覧＞

お住まいの区域	事務所名称	所在・電話番号
高田区 金谷区 三郷区 和田区	南部まちづくりセンター (福祉交流プラザ内)	上越市寺町 2-20-1 ☎ 025-522-8831
新道区 春日区 諏訪区 津有区 高土区	中部まちづくりセンター (市民プラザ内)	上越市土橋 1914-3 ☎ 025-526-1690
直江津区 有田区 八千浦区 保倉区 北諏訪区 谷浜・桑取区	北部まちづくりセンター (レインボーセンター内)	上越市中央 1-16-1 ☎ 025-531-1337
安塚区	安塚区総合事務所	上越市安塚区安塚 722-3 ☎ 025-592-2003
浦川原区	浦川原区総合事務所	上越市浦川原区釜淵 5 ☎ 025-599-2301
大島区	大島区総合事務所	上越市大島区岡 3320-3 ☎ 025-594-3101
牧区	牧区総合事務所	上越市牧区柳島 522 ☎ 025-533-5141
柿崎区	柿崎区総合事務所	上越市柿崎区柿崎 6405 ☎ 025-536-2211
大潟区	大潟区総合事務所	上越市大潟区土底浜 1081-1 ☎ 025-534-2111
頸城区	頸城区総合事務所	上越市頸城区百間町 636 ☎ 025-530-2311
吉川区	吉川区総合事務所	上越市吉川区下町 1126 ☎ 025-548-2311
中郷区	中郷区総合事務所	上越市中郷区藤沢 986-1 ☎ 0255-74-2411
板倉区	板倉区総合事務所	上越市板倉区針 722-1 ☎ 0255-78-2141
清里区	清里区総合事務所	上越市清里区荒牧 18 ☎ 025-528-3111
三和区	三和区総合事務所	上越市三和区井ノ口 444 ☎ 025-532-2323
名立区	名立区総合事務所	上越市名立区名立大町 365-1 ☎ 025-537-2121



令和2年2月発行

上越市 自治・市民環境部 自治・地域振興課

〒943-8601 上越市木田1丁目1番3号

電話 (025) 526-5111 (内線 1584)

FAX (025) 526-6114

E-mail jichi-chiiki@city.joetsu.lg.jp

ホームページ <https://www.city.joetsu.niigata.jp>

地域協議会に関する意識調査

上越市自治・市民環境部自治・地域振興課

○ アンケートへのご協力をお願い

日頃より、地域協議会活動にご尽力を賜わり、厚く御礼申し上げます。

平成17年1月の市町村合併に併せて創設した地域協議会制度は、本年で16年目を迎えました。市ではこの間、公募公選制や自主的審議事項など、住民の皆さんや地域協議会の主体性の発揮を前提とした仕組み等を導入し、委員の皆様から熱心に活動していただいたことも相まって、これらの仕組みは一定の役割を果たしてきました。

こうした中、本制度を取り巻く環境に目を転じますと、少子高齢化が急速に進行し、市民の生活様式や価値観が多様化する一方で、安定的で持続的な行財政の基盤を整える行政改革の取り組みが急務となっています。また、地域社会においても、地域の行事や防犯活動など様々な分野で、それぞれの活動に関わる人材の不足が問題となるなど、地域の皆さんが抱える課題が多く存在しており、これらをひとつひとつ解消していくことが求められています。

このため、市では地域協議会委員の皆さんとともに、地域協議会が地域にとって更に貢献していくことができるよう、現状を振り返りながら、今後のあり方を検討したいと考えています。

つきましては、このたび全ての地域協議会委員を対象にアンケート調査を企画いたしましたので、ご多忙のところ大変恐縮ですが、委員各位の率直なご意見、お考えをお寄せくださるよう、ご理解ご協力をお願い申し上げます。

※ 本アンケートでは、委員の皆様が率直なお考えを記載できるよう各設問に自由記述欄を設けております。

また、ご回答の内容を地域別、年齢区分別など、さまざまな角度から傾向を分析すること、併せて具体的なご提案等があった時に個別に詳細をお伺いする場合がありますことから、記名式で実施しております。

ご記入いただいた内容は、回答者のお名前を明らかにして外部へ提供されることはありませんので、ご理解とご協力をお願いいたします。

○ 不明な点がございましたら、総合事務所・まちづくりセンターのほか、次の担当までお願いいたします。

[連絡先] 自治・地域振興課 風間、橘（電話番号 025-526-5111 内線 1584、1429）

○ ご回答は、総合事務所・まちづくりセンターから委員の皆様にお問い合わせの日までにご提出をお願いします。

月 日（ ）まで

お名前と地域協議会名について

○ ご回答いただく方のお名前と地域協議会名をお願いします。

お名前	
地域協議会名	名立 区地域協議会

アンケート項目一覧表

《 設 問 》		《 頁 》
1 地域協議会委員としての活動を振り返って		
(1)	活動に参加して良かったこと、悪かったこと	3
(2)①	活動に参加する上で、支障となったこと	3
②	支障となったことの解消・工夫方法	3
2 地域課題の把握方法について		
(1)	個人として地域課題を把握するために取り組んでいること	4
(2)	地域協議会として地域課題の把握に対する評価	4
(3)	地域の団体との定期的な意見交換の機会の要否	5
3 議論の進め方等について		
(1)	意見書提出までの過程で苦労した点、工夫した点	6
(2)	自主的審議の進め方	6
(3)	地域を元気にするために必要な事業(元気事業)の認知度	8
(4)	自主的審議事項における参考人(オブザーバー)招致の要否	9
4 議論の結果の地域への貢献について		
(1)	地域の団体との連携を通じて課題の解消に向けて取り組むこと	10
(2)	地域協議会が地域の団体との連携等に必要なこと	10
(3)	地域協議会での議論の結果の地域への貢献度	11
(4)	地域活動支援事業で採択した事業の地域への更なる貢献	11
(5)	地域活動支援事業に地域協議会提案事業枠を設置することの要否	12
5 地域協議会委員の人材確保について		
(1)	地域協議会としての地域への活動周知	13
(2)	委員に必要な資質	13
(3)①	公募公選で良かった点	14
②	公募公選で悪かった点、困った点	14
(4)	委員の任期	15
(5)	委員の定数	16

ご回答の際の注意点

- ① 各委員の回答の条件を合わせるため、複数の任期をお務めの委員の方も、回答の対象とする期間を現任期の開始後（平成28年4月～）とします。
- ② 本アンケートは、令和元年12月末時点で作成しています。
- ③ 回答では、選択肢（ア、イ等）にマル印を付けるものと、自由に記述するものがあります。また、「その他」に該当する場合は、具体的にその内容を（ ）にご記入ください。
※回答にマル印を付ける設問では、印を付ける数を「ひとつだけ」か「複数か」を表示しています。

～以降、設問となります～

Q1 地域協議会委員としての活動を振り返って

- (1) あなたが地域協議会の活動に参加し、あなた自身のことで良かったこと、悪かったことをご記入ください。（箇条書きで結構です）

（記入欄）

《良かったこと》

・

《悪かったこと》

・

・

- (2) ① あなたが地域協議会の活動に参加する上で、これまで支障となったことをご記入ください。（箇条書きで結構です）

（記入欄）

・

- ② その支障となったことをどのように解消・工夫して委員の活動に取り組んできましたか。（箇条書きで結構です）

（記入欄）

・

- ◇ これまでの設問のほか、地域協議会委員としての活動を振り返って市に伝えたいことがありましたら、自由にご記入ください。

(記入欄)

※引き続き、Q2にお進みください。

Q2 地域課題の把握方法について

- (1) あなた自身が、住民や団体の困りごとや不安なこと等の地域課題を把握するために、何か取り組んでいることはありますか。(○はひとつ)

- ア 取り組んでいることはある →設問(a)へ
イ 取り組んでいることはない

- (a) 回答で「(ア) 取り組んでいることはある」とお答えいただいた方は、どのような取り組みをしているか教えてください。(箇条書きで結構です。取り組みの内容や頻度(又はタイミング)、把握する対象者などを記入してください。)

(記入欄)

- (2) あなたが属する地域協議会について、住民や団体の困りごとや不安なこと等の地域課題を把握する機能を果たせていたと感じますか。(○はひとつ)

- ア 地域課題を把握し、議論に反映することができていた
イ 地域課題を把握したが、議論に反映することはあまりできなかった →設問(a)へ
ウ 地域課題を把握することがあまりできなかった →設問(b)へ
エ よく分からない

- (a) 回答で「(イ) 地域課題を把握したが、議論に反映することはあまりできなかった」とお答えいただいた方は、議論に反映するためにどのような工夫が必要とお考えですか。(箇条書きで結構です)

(記入欄)

- (b) 回答で「(ウ) 地域課題を把握することがあまりできなかつた」とお答えいただいた方は、地域課題を把握するためにどのような工夫が必要とお考えですか。(箇条書きで結構です)

(記入欄)

- (3) あなたが属する地域協議会について、住民や団体の困りごとや不安なこと等の地域課題を把握するために、地域の団体*と定期的に話し合う機会を設けることについて、どのようにお考えですか。(〇はひとつ)

※ 地域の団体：まちづくり団体や町内会、ボランティア(的な)団体など

ア 定期的に設けた方がよい

イ 地域協議会で自主的審議事項のテーマを検討するためなど、地域協議会が必要とするタイミングで行うことがよい

ウ 話し合う機会を設ける必要はない

エ その他

(具体的にご記入ください)

)

(回答内容の理由を教えてください。箇条書きで結構です)

(記入欄)

- ◇ これまでの設問のほか、地域課題の把握方法について市に伝えたいことがありましたら、自由にご記入ください。

(記入欄)

※引き続き、Q3にお進みください。

設問(1)は、これまで、意見書のとりまとめを行った地域協議会の委員を対象に伺います。

(対象)高田区、金谷区、浦川原区、柿崎区、頸城区、吉川区、中郷区、板倉区及び三和区(9の地域協議会) ※頸城区は「地域を元気にするために必要な提案事業」の実績あり

- (1) あなたが意見書の検討・とりまとめに向けた過程で苦勞した点や工夫した点がありましたか。(箇条書きで結構です)

(記入欄)

.

設問(2)は、これまで、意見書のとりまとめには至っていない地域協議会の委員を対象に伺います。

(対象)新道区、春日区、諏訪区、津有区、三郷区、和田区、高士区、直江津区、有田区、八千浦区、保倉区、北諏訪区、谷浜・桑取区、安塚区、大島区、牧区、大潟区、清里区及び名立区(19の地域協議会)

- (2) あなたが属する地域協議会について、自主的審議はどのように進められているとお考えですか。(〇はひとつ)

ア 地域の中で解決に向けて取り組むことを目指して議論が進められている

→設問(a)へ

イ 意見書のとりまとめに向けて議論が進められている

ウ 結論をまとめるための議論が進められているとは言えない →設問(b)へ

エ よく分からない

- (a) 回答で「(ア) 地域の中で解決に向けて取り組むことを目指して議論が進められている」とお答えいただいた方は、どのような取り組みをお考えですか。(箇条書きで結構です)

(記入欄)

.

(b) 回答で「(ウ) 結論をまとめるための議論が進められているとは言えない」とお答えいただいた方は、自主的審議が地域協議会としての結論を出すことに向かって進んでいないことについて、どのようにお考えですか。(〇はひとつ)

ア 肯定的に考えている

イ 肯定的には考えていない

ウ その他

(具体的にご記入ください)

)

(回答内容の理由を教えてください。箇条書きで結構です)

(記入欄)

•

設問(3)は、これまで、地域を元気にするために必要な事業（元気事業）の事業提案の無かった頸城区以外の地域協議会の委員を対象に伺います。

(3) あなたは、元気事業について、どの程度ご存知ですか。(○はひとつ)

- ア 地域協議会委員の手引き（P10）に掲載の内容程度は知っている →設問(a)へ
イ 名前は聞いた（見た）ことがあるが、内容はよく知らない →設問(b)へ
ウ このアンケートで聞かれるまで存在を認識していなかった →設問(b)へ
エ その他
(具体的にご記入ください)

(a) 回答で「(ア) 手引きに掲載の内容程度は知っている」とお答えいただいた方は、あなたが所属する地域協議会で自主的審議に取り組む中で、元気事業の活用が進まなかった理由をどのようにお考えですか。

また、元気事業の活用を進めていくためには、どのようにしたらよいですか。
(理由の○はいくつでも。活用に向けたお考えは、箇条書きで結構です)

- ア 取り組み方の基本的なイメージや方法等が委員の多くで共有できなかった
イ 議論を進める上で、元気事業の活用を想定していなかった
ウ 元気事業を進めた場合に連携や調整等の相手先となる地域の団体等の存在がよく分からなかった
エ 元気事業を進めた場合に連携や調整等の相手先となる地域の団体等から協力を得られないと思った
オ 元気事業の活用に向けて、地域協議会で議論を主導する委員がいなかった
カ その他
(具体的にご記入ください)

(元気事業の活用に向けた記入欄)

(b) 回答で「(イ) 内容はよく知らない、(ウ) 存在を認識していなかった」とお答えいただいた方は、元気事業への内容理解や元気事業の活用に向けて、どのような工夫が考えられますか。(箇条書きで結構です)

(記入欄)

設問(4)は、全ての地域協議会の委員を対象に伺います。

- (4) 地域協議会で自主的審議事項に取り上げようと議論している時や、既に議論が進行中の時に、地域協議会がその議論に必要な範囲において、住民や団体の皆さん等を参考人（オブザーバー）として議論に加える仕組みの導入について、どのようにお考えですか。（〇はひとつ）

- ア 加える仕組みを検討した方がよい →設問(a)へ
イ 加える仕組みを検討する必要はない

(回答内容の理由を教えてください。箇条書きで結構です)

(記入欄)

•

- (a) 回答で「(ア) 仕組みを検討した方がよい」とお答えいただいた方は、検討に当たり留意すべき点や提案（アイデア）があればご記入ください。（箇条書きで結構です。）

(記入欄)

•

- ◇ これまでの設問のほか、議論の進め方等について市に伝えたいことがありましたら、自由にご記入ください。

(記入欄)

※引き続き、Q4にお進みください。

Q4 議論の結果の地域への貢献について

- (1) あなたが属する地域協議会について、自主的審議での議論の過程や結果において、「地域の団体*との連携や調整などを通じて課題の解消に向けて取り組む」ことは念頭に置かれていますか。(〇はひとつ)

※ 地域の団体：まちづくり団体や町内会、ボランティア(的な)団体など

- ア 念頭に置いて進めている(進めた) →設問(a)へ
イ 念頭に置いて進めていない(進めることはなかった) →設問(b)へ

- (a) 回答で「(ア) 念頭に置いて進めている(進めた)」とお答えいただいた方は、どのような連携を考えていましたか。(箇条書きで結構です)

(記入欄)

・

- (b) 回答で「(イ) 念頭に置いて進めていない(進めることはなかった)」とお答えいただいた方は、その理由はどのようなものですか。(〇はいくつでも)

- ア 連携による解決策の取りまとめを想定していなかった
イ 連携等の検討について、地域協議会で議論を主導する委員がいなかった
ウ 連携等の相手先となる地域内の団体等の存在がよく分からなかった
エ 連携等の相手先となる地域内の団体等から協力を得られないと思った
オ その他
(具体的にご記入ください)

- (2) 今後、地域協議会で地域の団体等との連携や調整などを通じて課題の解消に向けて取り組むために、どのようなことが必要とお考えですか。(箇条書きで結構です)

(記入欄)

・

- (3) あなたが属する地域協議会について、議論の結果がどの程度地域に貢献できたとお考えですか。(○はひとつ)

- | | |
|---------------------------|----------|
| ア 議論の結果は 地域への貢献ができた | } 設問(a)へ |
| イ 議論の結果は、地域への貢献が一定程度できた | |
| ウ 議論の結果は、地域への貢献があまりできなかった | |
| エ 議論の結果は、地域への貢献ができなかった | |
| オ よく分からない | |

(回答内容の理由を教えてください。箇条書きで結構です)

(記入欄)

- (a) 回答で「(ウ) 貢献があまりできなかった、(エ) できなかった」とお答えいただいた方は、地域協議会の議論を更に地域で役立てるために、どのような工夫が必要とお考えですか。(箇条書きで結構です)

(記入欄)

- (4) 地域協議会における地域活動支援事業の審査については、地域の目指すべき姿や地域で抱える課題などを踏まえた採択方針に基づき、取り組んでいただいているところです。採択した事業がより一層地域に貢献するために、どのような工夫が考えられますか。(箇条書きで結構です)

(記入欄)

(5) 地域活動支援事業は、現在、区の配分額の全額を対象に、提案事業を公募しています。今後、地域協議会の議論の結果がより一層、地域課題の解消や地域の活性化につながるものとする観点から、例えば、地域協議会で話し合った地域課題の解決策を実現するため、地域協議会が直接地域の団体等*と協議・調整を行い、公募によらず区の配分額の一部を活用して事業を実施する仕組みを求める声もあります。

あなたは、このことについてどのようにお考えですか。(〇はひとつ)

※ 地域の団体：まちづくり団体や町内会、ボランティア(的な)団体など

- | |
|---------------------------|
| ア 仕組みの導入に向けて考えてよい →設問(a)へ |
| イ 仕組みの導入に向けて考える必要はない |
| ウ よく分からない |

(回答内容の理由を教えてください。箇条書きで結構です)

(記入欄)

.

(a) 回答で「(ア) 考えてよい」とお答えいただいた方は、検討に当たり留意すべき点や提案(アイデア)があればご記入ください。(箇条書きで結構です。)

(記入欄)

.

◇ これまでの設問のほか、議論の結果の地域への貢献について市に伝えたいことがありましたら、自由にご記入ください。

(記入欄)

※引き続き、Q5にお進みください。

Q5 地域協議会委員の人材確保について

- (1) あなたが属する地域協議会について、できるだけ多くの方から地域協議会委員に応募が行われるよう、地域協議会として、活動を住民や地域の団体の皆さんに知っていただく観点から、どのようにお考えですか。(〇はひとつ)

- | | |
|---------------------------|----------|
| ア 住民等に知っていただくことができた | } 設問(a)へ |
| イ 住民等に知っていただくことが一定程度できた | |
| ウ 住民等に知っていただくことがあまりできなかった | } 設問(b)へ |
| エ 住民等に知っていただくことができなかった | |
| オ よく分からない | |

- (a) 回答で「(ア) 知っていただくことができた、(イ) 一定程度できた」とお答えいただいた方は、どのような取り組みが活動を知っていただくことにつながったとお考えですか。(簡条書きで結構です)

(記入欄)

.

- (b) 回答で「(ウ) 知っていただくことがあまりできなかった、(エ) できなかった」とお答えいただいた方は、知っていただくためにはどのような取り組みが必要とお考えですか。(簡条書きで結構です)

(記入欄)

.

- (2) あなたの地域協議会委員としての経験から、これからの委員にどのような資質(知識や経験、姿勢など)が必要と考えますか。(簡条書きで結構です)

(記入欄)

.

(回答内容の理由を教えてください。簡条書きで結構です)

(記入欄)

.

(3) 地域協議会委員を公募公選制で選ぶことについて、良い点や悪い点・困った点があればご記入ください。(箇条書きで結構です)

① 公募公選で「良かった点」について

(記入欄)

・

(回答内容の理由を教えてください。箇条書きで結構です)

(記入欄)

・

② 公募公選で「悪かった点・困った点」について

(記入欄)

・

(回答内容の理由を教えてください。箇条書きで結構です)

(記入欄)

・

- (4) あなたは委員の任期（4年間）について、地域協議会委員としての経験を踏まえ、どのようにお考えですか。（○はひとつ）

※ なお、法令により任期は4年以内と定められています。

ア 同じで良い

イ よりも短くした方がよい →設問(a)へ

ウ よく分からない

(回答内容の理由を教えてください。箇条書きで結構です)

(記入欄)

.

- (a) 回答で「(イ) よりも短くした方がよい」とお答えいただいた方にお聞きします。委員の任期は何年程度が適切とお考えですか。(数値をご記入ください。また、理由は箇条書きで結構です)

委員任期は _____ 年程度がよい。

(年数の理由の記入欄)

.

- (5) あなたが属する地域協議会委員の定数（人数）について、委員の出席率を高め、会議での議論を充実する観点からどのようにお考えですか。（○はひとつ）

- ア 今よりも多くした方がよい →設問(a)へ
イ 今と同じで良い
ウ 今よりも少なくした方がよい →設問(a)へ
エ よく分からない

(回答内容の理由を教えてください。箇条書きで結構です)

(記入欄)

・

- (a) 回答で「(ア) 多く、(ウ) 少なくした方がよい」とお答えいただいた方にお聞きします。委員の定数（人数）は何人程度が適当とお考えですか。（数値をご記入ください。また、理由は箇条書きで結構です）

委員定数は_____人程度がよい。

(人数の理由の記入欄)

・

- ◇ これまでの設問のほか、地域協議会委員の人材確保について市に伝えたいことがありましたら、自由にご記入ください。

(記入欄)

その他

- ◇ これまでの設問のほか、地域協議会の制度や運営等に当たり市に伝えたいことがありましたら、自由にご記入ください。

(記入欄)

アンケートにご協力いただき、誠にありがとうございました。

地域協議会を所管する総合事務所・まちづくりセンターにご提出くださいますようお願いいたします。